

平成 22 年 4 月 20 日
中国四国産業保安監督部

中国電力株式会社水島発電所における溶接事業者検査未実施について

中国四国産業保安監督部は、中国電力株式会社から平成 22 年 4 月 16 日に報告を受けた同社水島発電所第 3 号機の配管溶接部の溶接事業者検査が未実施のまま使用していた件に関して、本日、同社に対して注意するとともに、電気事業法第 106 条の規定に基づき、未実施の原因及び再発防止対策について報告するよう指示しました。

当部は、中国電力株式会社から、平成 22 年 3 月 23 日に定期事業者検査を開始し、現在運転を停止している同社水島発電所第 3 号機の高圧給水加熱器のドレン配管について、平成 17 年 2 月に取替工事を行った際、電気事業法第 52 条の規定に基づく溶接事業者検査を未実施のまま、今回の定期事業者検査前まで同配管を使用していたとの報告を平成 22 年 4 月 16 日に受けました。これは同法第 52 条に違反するものです。

当部では同社からの報告を受け、本日、同社に対し注意するとともに電気事業法第 106 条第 3 項に基づき、未実施の経緯及び原因、全ての火力発電所における類似事案の調査結果、再発防止対策について報告するよう指示しました。

(参考)

発電用ボイラー、タービンなどの電気工作物で一定の圧力以上の圧力を加えられる部分について溶接をする場合、その使用の開始前に電気事業法第 52 条の規定に基づく溶接事業者検査を行い、その記録を保存することとなっています。

本件に関する問い合わせ先
中国四国産業保安監督部 電力安全課
電話：082 - 224 - 5742 (直通)